

(1) 労働者側

A 労働團ハ依然本部一集合新井兵太郎等ノ指導ヲ受ケツ、
アリ

B 労働局方面ヲ轉回スヘク本月十二日午後一時兼会十三日
午後二時ノ二回労働團員十余名ハ日本橋區欽砲町橋場屋
方ヲ訪ヒ社員中先取セシ(工場名義人)ニ面會スヘク強要シ
タルニ会人不在ノ為メ辭去セリ

(2) 事業主側

依然事業ヲ繼續ス

右及申(通)報候也

6.17
2033

参事案四七〇一第

昭和五年十二月二十二日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社会局長 官殿
大阪神奈川各府縣知事 殿

第一製煉硝子工場労働争議ニ関スル件 (第五報)

要旨

(1) 労働者側ノ行動ナシ
(2) 解決案トシテ労働者側ヨリ共同経営ヲ提案并衝中

標記争議ニ就テハ既報ノ處其後ノ経過左記ノ通

記

一経過